



出生届をされた方へ



※次の項目に該当される方は、それぞれの窓口で問い合わせをしてください。

この用紙には碧南市役所での主な手続きについて記載してあります。

R 5 . 6

該 当 項 目	手続きに必要なもの	問合せ先
母子健康手帳の証明	○ 母子健康手帳 ※出生届出済証明がお済みでない方	市民課住民記録係 【窓口 〇】
赤ちゃんお誕生おめでとう訪問連絡票（兼低出生体重児届出票）の届出	○ 赤ちゃんお誕生おめでとう訪問連絡票（兼低出生体重児届出票）	健康課母子保健係 【保健センター】 TEL 48-3751
児童手当の申請 右記の書類が揃っていても 窓口へ寄ってください。 ※申請が遅れますと支給開始も遅れてしまいますので、出生の翌日から15日以内に申請してください。	○ 申請者名義の預金通帳（第1子のみ） ○ 申請者の健康保険証の写し ○ 在留カードとパスポート（外国籍の方） ○ 申請者と配偶者のマイナンバー（個人番号）が分かるもの（第1子のみ） ○ 本人確認書類（運転免許証等） ※各家庭によってその他書類が必要になることがありますので、お問い合わせください。	こども課育成支援係 【窓口 ③】
ごみ処理について	手続きをすると市指定ごみ袋の特別配布が受けられます	環境課ごみ減量係 【窓口 ①】
元気っ子医療証の交付 国民年金保険料産前産後免除の届出	○ 健康保険証（出生児の名前の記載されたもの） ○ 認印（スタンプ式は不可）	国保年金課医療係 年金係【窓口 ⑦】

♥保健センターからのお知らせ【保健センター（健康課）TEL：48-3751】

① 3か月児健康診査・定期予防接種について

定期予防接種の接種券は、出生月の翌月末に送付します。3か月児健康診査の案内は、「赤ちゃんお誕生おめでとう訪問」でお渡しします。実施時期や場所等は「広報へきなん」等でお知らせしています。

② 「新生児訪問」について

生後28日未満の子で希望者に、家庭訪問での育児相談を行っています。

希望される方は、電話で申し込みをしてください。

③ 「赤ちゃんお誕生おめでとう訪問」について

生後2か月ごろ、乳児のいる家庭すべてに、母子保健推進員等が家庭訪問をしています。日程調整の連絡を円滑に行うため、「赤ちゃんお誕生おめでとう訪問連絡票」の提出をお願いします。※提出は市民課窓口でもできます。

訪問時に「子育て応援給付金」のご案内をお渡しします。

♥国民健康保険の出産育児一時金について【国保年金課国保係（窓口⑦）】

平成21年10月から、原則出産された病院等に国保から直接支払う方法に変わりました。ただし、直接支払制度によらず従来の方法により国保窓口で請求する方法も可能です。その場合や、出産費用が一時金（原則42万円）未満で差額を窓口で請求する場合は、申請方法などをお問い合わせください。

♥未熟児養育医療給付の申請先【国保年金課医療係（窓口⑦）】

♥市営住宅にお住まいの方は異動届の手続きが必要です。【建築課管理係（窓口2階⑧）】

※お手続きに必要な場合が多いので、印鑑と運転免許証等官公庁発行の写真付身分証明（または健康保険証、年金手帳、通帳等2点）をご本人様確認書類としてお持ちください。

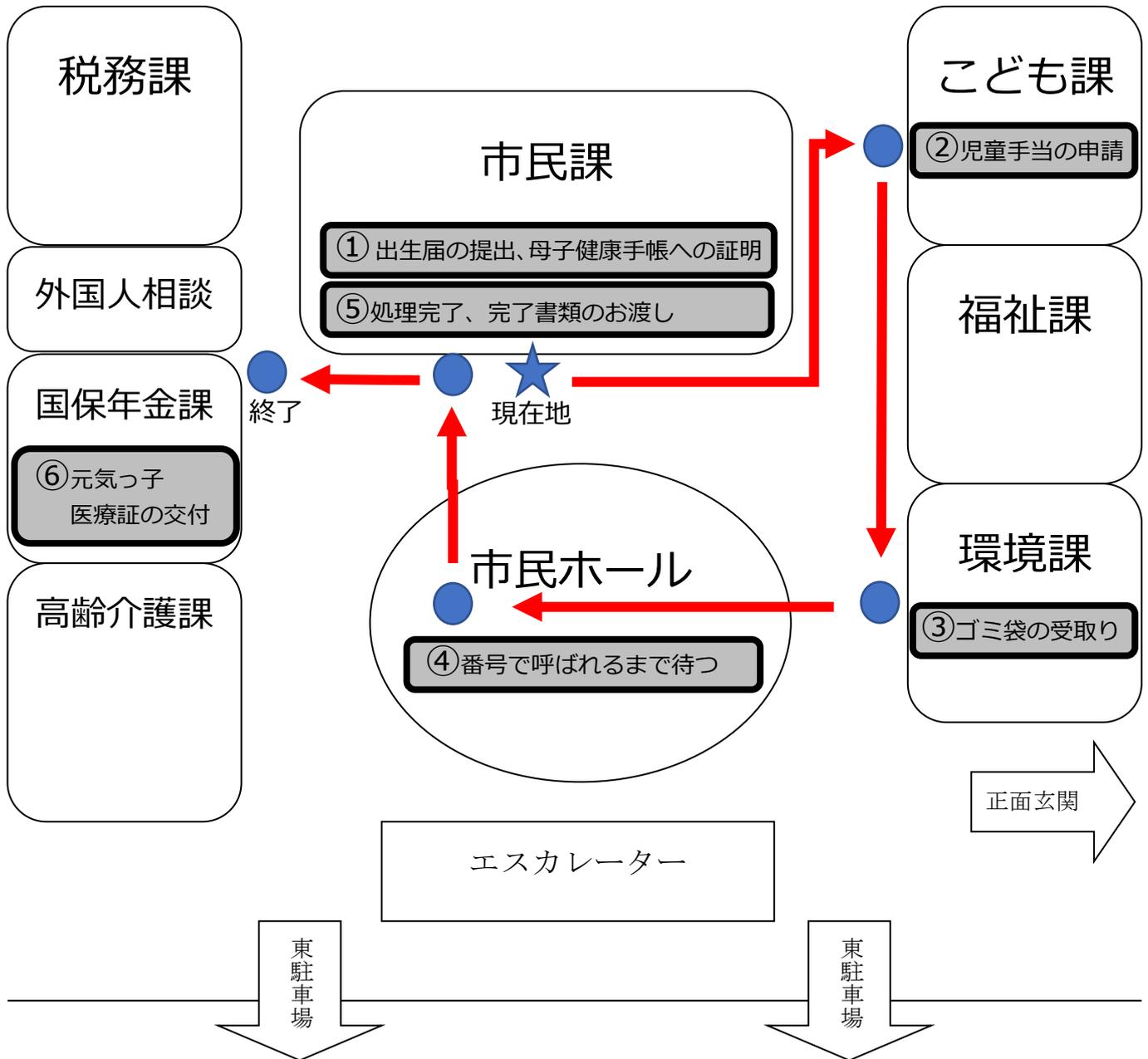
碧南市役所

〒447-8601 碧南市松本町28番地
TEL0566-41-3311（代表）

《うら面へ》

出生届を提出後の手続きについて

市民課で出生届を提出された後は、以下の案内を参考に、各課で手続きをお願いします。



【市民課からのお知らせ：出生届の提出後について】

- ★上記手続き⑤以降は、住民票をお取りいただくことができます。必要な方は市民課21番窓口へお越しください。（※マイナンバー入りの住民票も可）
- ★生まれた子の記載された戸籍証明書が交付できるまでの期間は、以下のとおりです。
 - ・本籍地が碧南市 → 3開庁日後
 - ・本籍地が他市 → 1～2週間程度後
- ★マイナンバーをお知らせする「個人番号通知書」が約1か月後に郵送されます。
※通知カードは令和2年5月25日をもって新規交付されなくなりました。